

学校いじめ防止対策基本方針

1 学校教育目標 「ウェルビーイングを実現しようとする生徒」の育成

2 学校経営目標

- 自他を認め、思いやりをもって、他と関わり合う生徒
- 夢や志を持ち、失敗を恐れずに挑戦し続ける生徒
- これからの時代を生き抜くために、創造性豊かに行動する生徒

<重点>

- 「居がい」…生徒を主語にした目的と活動・学び合い・学級学年・生徒会・クラス活動・部活動・行事
- 「やりがい」…一人ひとりが安心して、自分の力を発揮できる・生徒のやりがいに伴走・やりがいから居場所を見つける
- 「自分らしさ」…誰もが自分らしくあるために、学校の当たり前を見直し、困りごとを減らしていく。
- 「地域と共創」…みんな当事者、学校だけでは解決できない課題を新しい切り口で、共に創り上げる

いじめ防止等対策委員会

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援リーダー、その他校長が必要と認める者(担任、部活動顧問等)

拡大いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員、PTA代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会関係機関代表

3 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為だが、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもがそのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要である。そのために「いじめを許さない」学校風土作りに力を入れていく。

4 いじめ防止等のための対策

1) いじめの未然防止

- ・「それはおかしい」と言える学級づくりを全職員で指導する。
- ・生徒の様子を観察したり、声掛けをしたりして相談できる雰囲気を保つ。
- ・担任との交換日記や休み時間での会話を通し、生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒が相談できる人間関係を構築する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、十分注意を払い、いじめに該当するかを判断する。
- ・朝・帰りの会、給食時に複数の教員が学級に入るなど、学年全体で見る。

2) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

- ・定期的（毎月）に学校生活向上アンケート調査を実施して実態把握に努める。
実施に当たっては、いじめを許さないという雰囲気をつくるために全学級で時間をそろえて実施し、全員に時間いっぱい取り組ませることにより生徒が記述しやすい環境を作る。

②相談体制の整備

- ・担任や学年部職員等による教育相談を年3回、毎学期実施する。
- ・毎月の学校生活向上アンケートに教育相談機能を設ける。
- ・その他の相談は必要に応じて随時行う。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・情報モラル教育の充実に努める。
- ・スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。
- ・ネット安心安全講座を実施する（11月末あたりに講座を実施予定）。
- ・Chromebookの活用に伴い、情報リテラシー教育の充実にも努める。

④関係機関と連携したいじめ未然防止教育の推進

- ・SOSの出し方教育の実施（教育推進課）
- ・すそのんほっと相談の実施（教育支援センター相談室）
- ・SC、SSW、ふれあい、学校支援員等と協働し、必要に応じて関係機関と連携を図る

3) 人権教育の推進

①道徳教育の充実

- ・生徒の心の内面を育てていくための話し合いを基本とした道徳の時間の充実を図り、自己の生き方についての考えを深める。
- ・全ての教育活動において道徳教育の充実を図る。

②人権意識の向上

- ・人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付ける。
- ・生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくり。

4) 生徒の自主的活動の場の設定

①生徒会活動の充実

- ・縦割り活動や自主的、実践的活動を通して、ともに支え合う望ましい集団づくりをめざす。
- ・生徒会を通じて、自治的能力やリーダーシップ等の育成を図る。
- ・生徒総会や専門委員会活動の中に、いじめのない明るく楽しい学校づくりを趣旨とする取組や活動を取り入れる。

②学級を基盤とした人間関係づくり

- ・正義を堂々と語る集団、正当な意見が通常の世論として存在している集団を形成する。
- ・学級に生ずる諸問題を解決する経験を積む。
- ・学級の状態を把握し、人間関係づくりのスキルを理解・習得する。

5) 保護者や地域への啓発

- ①PTAの各種会議や懇談会等で、実態や指導方針などの情報を提供する。
- ②HPや学校・学年・学級だより等による広報活動を積極的に行う。
- ③携帯電話やPC等の使用について、保護者の協力を呼びかける。
- ④ネット掲示板等への書き込み等について、保護者への啓発活動を行う。
- ⑤いじめ防止対策関係の外部機関を紹介する。
- ⑥挨拶運動や登下校指導をPTAや地域住民等と連携して行う。
- ⑦小学校と情報交換を行い、日頃の教育実践に生かす。

6) いじめに関する教職員の研修

- ①いじめ防止対策に係る研究協議等を計画的に実施する。
- ②「報・連・相・報」と複数の教職員による確認体制を徹底する。
- ③学校として配慮が必要な生徒についての対応を全職員で共有する。

7) いじめへの対応

- ①正確な事実の収集(発見・通報を受けた場合には、複数での聞き取り等を行う)
- ②聞き取った情報は学年主任と生徒指導主事に報告。
- ③生徒指導主事は管理職に報告し、指導方針の決定(対策委員会の招集等)
- ④朝打ち合わせでの報告を行い、情報の共有を行う。
- ⑤いじめを受けていた被害生徒、保護者への報告と支援。
- ⑥いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼。
- ⑦集団への指導(個人が特定されない配慮をする)
- ⑧いじめ防止のための継続した指導。解消されるまでの追跡調査。
- ⑨いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談や通報を行い、連携を図って対応する。

☆重大事態が発生した場合には、裾野市教育委員会に報告し指示に従う。

8) 重大事態への対応

・ 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

・ 重大事態についての調査

- ①重大事態が発生した場合には裾野市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及び保護者に提供する。

・ 各対応

- ①生徒対応(担当: 生徒指導主事)

生徒に伝えるべき事実説明

今後の学校の方針説明

質疑応答

生徒の心理的影響への配慮

- ②保護者対応(担当: 教頭)

臨時保護者会の開催

事実説明

生徒への対応内容説明

今後の学校の方針説明

質疑応答

③報道機関対応

事実説明

学校の対応内容説明

今後の学校の方針説明

質疑応答

④警察対応（担当：教頭）※警察と連携する場合

情報共有

9) 特に配慮が必要となる生徒への対応

・発達障害を含む、障害のある生徒

①個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成・活用し、校内就学支援委員会で生徒の様子を確認する。

②定期定期に行う生徒理解研修や、その他の会議のたびに、生徒の様子やその周りの状況を確認する。

③不安な状況を察知した場合には、できるだけ早く対応し、その後の様子も注意深く観察する。

・転入生

①担任から、そして他の教員からも頻繁に声をかけ、気にかけてもらえているという安心感を与える。

②週に1度は家庭訪問をし、学校や家庭での様子を共有し、保護者も安心できるように連携していく。

・外国籍等、外国につながる生徒

①静東教育事務所等と連携を深めておき、通訳を介しながら支援を行う体制を整える。

②子育て支援課等とも連携し、多角的に支援できるチームを構築する。

・性同一性障害や性的指向、性自認にかかる生徒（LGBTQ 等）

①制服の多様性の容認（スカートかスラックスを選択できる）。

②普段の様子から気になる表れがあった場合には、学年や主任会などで協議する。さらに、養護教諭やSC等と連携し、できるだけ早い相談体制を整える。

③必要に応じて保護者とも連携し、当該生徒の困り感等を収集し、居心地の良い環境づくりを推進する。